

＜特別措置の変更点＞

1. インバランス料金

項目	前回	今回
対象期間	1月分インバランス料金 (1/1～1/31)	変更なし
対象料金	需要側の不足インバランス料金と 余剰インバランス料金の相殺分	変更なし
分割回数	最大5分割	最大9分割
支払イメージ	4月5日(初回支払期日) 4月～8月で最大5分割	4月5日(初回支払期日) 4月～ 12月 で 最大9分割
申請期間	2月15日～3月15日	2月15日～ 3月25日
適用要件	①需要家保護要件 ②事業健全性要件 ③事業継続性要件	変更なし

2. 再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金

項目	前回	今回
対象期間	市場価格高騰の影響期間を含む料 金(2/15以降に支払期日を迎える 最初の1か月分の料金)	変更なし
対象料金	卸供給料金	変更なし
分割回数	支払期日を4月15日まで延伸 +最大4分割	支払期日を4月15日まで延伸 + 最大9分割
支払イメージ	4月15日(初回支払期日) 4月～7月で最大4分割	4月15日(初回支払期日) 4月～ 12月 で 最大9分割
申請期間	2月15日～3月15日	2月15日～ 3月25日
適用要件	①需要家保護要件 ②事業健全性要件 ③事業継続性要件	変更なし

以上